Ⅲ章　「邪馬台」論

その1　『後漢書』「邪馬台」論

『魏志』の150年ほど後に撰れた正史『後漢書』は「邪馬台国」と書く。以降歴代王朝の正史は基本的にこの倭都名を使用する。

	史書名	成立年	撰者（王朝）		王
1	魏志	297年	陳寿（西晋）(233～297)	邪馬惟	女王
2	裴松之注魏志	429年	裴松之（南朝宋）	邪馬台	女王
3	後漢書	432年	范曄（南朝宋）(398～445)	邪馬台	大倭王
4	梁書	629年	姚思廉（陳）(？～637)	祁馬台	倭王
5	隋書	636年	魏徴（唐）(580～643)	邪靡堆	女王
6	北史	659年	李延寿（唐）	邪摩堆	女王
7	李賢注後漢書	676年	李賢（唐）	邪摩惟	大倭王
8	太平御覧魏志	977年～983年	李昉、徐鉉ら14人（北宋）	邪馬台	女王
9	魏志紹熙本	1190年～1194年	（南宋）	邪馬壱	女王

『後漢書倭伝』の「邪馬台国」

「邪馬台国」とは何か。『後漢書』の成立は5世紀、南朝劉宋。撰者は范曄である。
『後漢書』は次のように書く。

> 國皆稱王世世傳統其大倭王居邪馬臺國
> 国、皆、王を称し、代々伝わる。その大倭王は「邪馬台国」に居る。
> 樂浪郡徼去其國萬二千里去其西北界拘邪韓國七千餘里
> 楽浪郡を去ること、その国まで萬２千餘里。
> 楽浪郡徼を去ること、その西北の境界の国拘邪韓國まで７千餘里。

＜台＞

(1) 中国では天子の宮殿、中央官庁を指して、「台」という。「金虎台」「凌雲台」など、多くの例がある。「台」で有名なのは魏の曹操が２０１年、鄴（ぎょう）に造営した「銅雀台」である。高さ３３ｍ、３基の宮殿から構成されていたという。楼台の屋上に銅製の鳳凰を飾ったので、「銅雀台」となった。
「台」は、天子を中心に考える中国的な表現である。南朝劉宋范曄は、この伝統的な用法に従い、倭国の大倭王が居る宮殿、中央官庁をさして「台」を使った。

(2) 「大倭王」は王の中の王を意味する。つまり、「倭」は連邦で、それぞれの国には王が存し、

その連邦の王が「大倭王」である。范曄は、国の形を連邦とは書いていないが、「大倭王」と書くことによって連合国家と認識していたことが分かる。そして、南朝劉宋の時代、「山結」の王は女王ではなく、男王であったことも認識している。

(3) 「山結」は3世紀、全戸数7万の大連合である。南朝劉宋の時代には更に増加していたであろう。その王の宮殿・中央官庁に対して「台」は誠にふさわしい呼称と言えよう。

(4) 楽浪郡徼から「台」までの距離は、「萬二千里」と、『倭人伝』と同じである。
また、「拘邪韓國」に関しても、「(山結から見て)西北に位置する(韓国との)境の拘邪韓国は郡を去る7千餘里」という認識も『倭人伝』と一致する。

ここでもう一度、陳寿に戻ってみよう。
陳寿は帯方郡から女王の都への距離、所要日数を知っていたのは確かである。何に拠ったのか、不明であるが、知っていたからこそ「萬二千余里」「女王之所都水行十日陸行一月」と正確に書けた。
では、都の名前はどうか？女王国の人々は都を何と呼んでいたか？これは知らなかったと思われる。だから、『倭人伝』では一般的に「女王の都」と書くしかなかった。陳寿の知識の中には「倭国30国名」「連邦国名」「都への距離」「都への日程」はあった。だが、「女王の都の名」に関する知識はなかった。都の名は知らなかったのである。南朝劉宋はそこに言及した。

＜邪馬台＞

陳寿『倭人伝』から150年ほど後の『後漢書』に「邪馬台国」が表れる。陳寿は「女王の都」の名前は書けなかった。知らなかった故である。「都」は一般名詞である。ところが、南朝劉宋は都の名に「台」という専門用語を使い、西晋陳寿が記載できなかった「女王の都」の名を書いた。
では、何故、南朝劉宋は「大倭王の都」の名に「台」を使い、「邪馬」とリアルに限定できたのであろうか。南朝劉宋が大倭王の宮殿(都)を「邪馬台」という具体名で表現できたのは、南朝劉宋の使者が実際に「都」を訪れて、その見聞を持ち帰ったからだ、と考えるほかない。
南朝劉宋の使者が訪れた大倭王の国は熊本市中央区である。その国名は「邪馬国」である。王宮並びに中央官庁は京町茶臼山にあった。そこはまさしく台地である。よって、南朝劉宋は、王宮、官庁を「邪馬台」と的確に言い表すことができたのである。
「台」は王都を表す。「邪馬」は「山結」の都が存在する国名である。南朝劉宋は「山結」の都の名を「邪馬台」と作ることができた。

山結の王の居る国は「邪馬国」である。都はその台地にある。都の名は「邪馬台」である。
中央官庁としての「台」、実際の地形としての「台」、「邪馬国」の「台」、この三つの意味を兼ねた「山結」の王の都の表現として「邪馬台」は誠に相応しい。南朝劉宋は大倭王に敬意を持ち、その王都に相応しい「邪馬台」という名を作ったのである。

＊ 大倭王の都の名は”邪馬台”とする。

「邪馬台国」とは「邪馬台のある国」の意である。「山結」側の国名では単に「邪馬国」である。「邪馬台国」が実際に存在していたわけではない。

南朝劉宋の裴松之は426年、文帝の命令によって『三国志』を注釈した。注釈『三国志』は『後漢書』より先に完成している。裴松之は『倭人伝』を注釈する時、陳寿が使った連邦名「邪馬惟」を使わず、王都の名「邪馬台」を使ったと思われる。「邪馬台」は南朝劉宋の公認名である。裴松之が西晋の「邪馬惟」ではなく、劉宋の認識である「邪馬台」を選択したのは当然である。南朝劉宋裴松之は古い「邪馬惟」を棄て、新しい認識「邪馬台」を使った。

陳寿『倭人伝』原本の倭国名は、「邪馬壱ではなく邪馬台だった」というのが通説である。南宋刊本『紹熙本』の「邪馬壱」は「邪馬台」の誤刻で、『倭人伝』原本では「南至邪馬台国女王

之所都水行十日陸行一月」となっていたというものである。
だが、このように「台」となっていたとしても、やはり文意は通らない。「邪馬台」は女王の「都」を示す。「女王之所都」も、もちろん「都」のことである。二つの表現は重なり、どちらかが不要である。だが、陳寿が不要なものを書く訳がないとすれば、陳寿はここに「邪馬台」という「都」の名ではなく、「邪馬惟」という「連邦名」を書いていた、と想定するのが妥当であろう。
実際、不弥国のすぐ南に「都」が存在したのではない。すぐ南には「山結」が存在した。最初は「島国」である。次々と21国が存在したのであるが、陳寿は「女王の都は帯方郡から水行十日陸行一月の所にある」と知っていたが、女王の都が「邪馬国」にあったことは知らなかったし、後漢の時代に「邪馬台」と呼ばれるようになったということも当然知るはずがなかったと思われる。

＜鬼神道＞

南朝劉宋は大国「山結」に対して敬意を払っている。それは、女王卑弥呼に対してもいえる。『倭人伝』は卑弥呼の仕事を「鬼道」としている。陳寿は日本語の「祈祷」を「鬼道」と書いた。だが、『後漢書』では「鬼道」ではなく、「事鬼神道能以妖惑衆」と改定している。同じようであるが、「鬼道」は日本語、「鬼神道」は中国語である。その意味も全く異なる。
「鬼神」に関しては、『中庸』第十六章に孔子の言葉がある。

子曰く、鬼神の徳たる、それ盛んなるかな。これを視れども見えず、これを聴けども聞こえず、物を体して遺すべからず。天下の人をして斉明盛服してもって祭祀を承けしめ、洋々乎としてその上に在るが如く、その左右に在るが如し。詩に曰く、神の格る、度るべからず、いわんや射う可けんやと。夫れ微の顕にして誠のおおう可からざる、かくの如きかな。
子いわく、鬼神の徳というものは実に盛大なるものである。その形がないからこれを視ようとしても見えず、声がないからこれを聴こうとしても聞こえないが、万物は鬼神のお蔭で生まれその形体を得たもので、一物としてしからざるものはない。天下の人をして精進潔斎して礼服を着け畏み敬いてもって祭祀を奉じ行わしめ、祭祀の時には洋々と流れ動き充ち満ちて、人々の真上に在すがごとく、あるいは左右に在すが如き感を抱かしめる。『詩』大雅、抑の篇にいわく、神の来るのはいつ何時であるか、視れども見えず、聴けども聞こえないから測り知ることもできぬ。まして況やいかにして心怠りてこれを厭うことができようと。微の顕なる、誠の蔽うべからざることこのとおりである。すなわち鬼神は見ることも聞くこともできぬ微なるものであるが、一切の物、現に鬼神によってできているところからいえば、実に顕なるものといわねばならぬ。誠は鬼神の徳であるが、吾人が誠敬をもってこれに仕うれば、その上に在すがごとくその左右に在すがごときは、すなわちその蔽うべからざるといわねばならぬ。　　（『中庸』宇野哲人訳注）

『後漢書』はこの孔子の言葉を受けているように思える。「鬼神」とは、万物の創造者である。卑弥呼は万物生成の神である「鬼神」に仕えている。従って、卑弥呼の上に、その左右に、「鬼神」が存在するかのようなイメージである。南朝劉宋は卑弥呼の仕事に対しても、敬意をよせているようにとれる。

その２　『梁書』「祁馬台」論

『梁書』は南宋梁（５０２年～５５７年）の歴史書である。６２９年、陳の姚察の遺志を継いで、その息子の姚思簾が成立させた。
『後漢書』より後世の史書で、『梁書』の「山結」首都名は、『後漢書』と同一である。「祁」の一字が『後漢書』と異なるが、意味上、違いはない。「山結」の王の宮殿が存在する所を、「祁馬台」とする。「台」に込められた敬意は、『後漢書』と同じである。
王について、５世紀の范曄は、「大倭王」と書き、連合の王を強調しているが、７世紀、陳の姚思簾は、単に「倭王」としている。７世紀の「倭王」も男王である。

『後漢書』から『梁書』に到るまでの中国側の「山結」首都の呼称は「邪馬台」である。「山結」の王は九州の第一権力である。しかるべき敬意を示している。
その所在地に関しては、『倭人伝』と異なり、全行程が順進的となっている。

又渡海千餘里至末盧國
東南陸行五百里到伊都國
又東南至奴國百里
又東行百里至不弥國
又南水行二十日至於投馬國
又南水行十日陸行一月至祁馬臺國即倭王所居

ここには『倭人伝』にはない「又」がある。従って順進的に読むしかない。「投馬国の又南に祁馬台国が存在する」と読む以外の読みはない。『倭人伝』の場合、「又」がないので私の読みのように「不弥国の南、女王国」と読み替えることができるが、この本では「又」が入っているので、順進的に「投馬国の又南」と理解するほかない。
もう一つの特徴は「水行十日陸行一月」である。『倭人伝』は「南至邪馬壹国女王之所都水行十日陸行一月」と書いているので、「水行十日陸行一月」は「郡から女王国」と読むことができる。だが、『梁書』の「水行十日陸行一月」は「水行十日陸行一月で祁馬台国に至る」と読むほかない。

(投馬国の)又南、水行十日陸行一月、祁馬臺國に至る。即ち、倭王の居る所である。

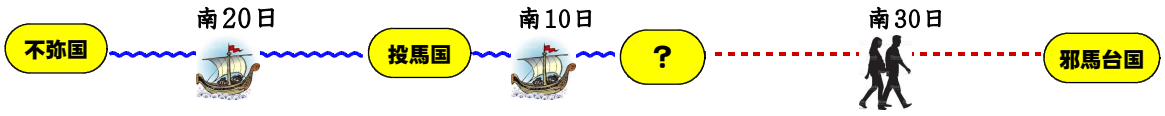

『梁書』旅程を順進的に読んで「不弥国」に至る。そこは筑後市である。ここまでは『倭人伝』と変わらない。次は「南二十日投馬国」である。ここも変わりなく、筑後市の南、水行二十日は那覇市である。そして、次の旅程が「又南水行十日・陸行一月」となっている。
「不弥国」から20日間、はるばる海原を越え「投馬国」に降り立った。だが、旅はここで終わらない。『梁書』では更に「又水行十日・陸行一月」の長旅が待っている。しかも、ここには「南」と方角が明示されている。

『梁書』旅程は全行程を順進的に読むように書かれている。その結果、祁馬台国は那覇のはるか南に誘導される。南宋梁は祁馬台国の位置を知らなかったのであろうか。いや、知っていたと思われる。
”祁馬台は帯方郡から距離萬二千余里、日程水行十日・陸行一月である”

この認識は、魏のみならず、南宋梁、南朝宋、唐、宋で一致している。この「山結」認識の最重要事項が王朝によって異なる訳はない。だが、『梁書』は全く誤った旅程記事を書いている。なぜ、祁馬台国を那覇市の遙か南に誤導したのか、その理由は不詳である。だが、もし、『梁書』『太平御覧魏志』だけが現存し、南宋刊本『倭人伝』がなかったとしたら、私たちは決して女王国にたどり着けなかったであろう。
私たちは「投馬国から又南水行十日陸行一月祁馬台国に至る」と云う偽りのガイドに迷わされることなく、旅程に正しく注釈して真の旅程を進まなければならない。

又南水行十日陸行一月至祁馬臺國即倭王所居
(不弥国の)又南、(帯方郡から)水行十日陸行一月、祁馬台国に至る。
即ち倭王が居る所である。

その３ 『隋書』「邪靡堆」論

『隋書』は、６３６年、魏徴によって本紀５巻･列伝５０巻が完成した。高宗の代の６５６年、長孫無忌によって、志３０巻が完成、編入された。
『隋書』は７世紀の我が国の情報を伝えている。が、その国は二つに分かれる。
『隋書』「倭国伝」は「倭国」と「日本国」の二つの異なる国の情報である。前半部分は「倭国」に関するものである。

(1) 倭国在百済新羅東南水陸三千里於大海之中依山島而居魏時譯通中國三十餘國皆自稱王夷人不知里數但計以日
(2) 其國境東西五月行南北三月行各至於海地勢東高西下
(3) 都於邪靡堆則魏志所謂邪馬臺者也
(4) 古云去樂浪郡境及帶方郡並一萬二千里在會稽之東與儋耳相近
(5) 漢光武時遣使入朝自稱大夫安帝時又遣使朝貢謂之倭奴国
(6) 桓靈之間其國大亂遞相攻伐歴年無主有女子名卑彌呼能以鬼道惑衆於是國人共立為王
(7) 有男弟佐卑彌理國其王有侍婢千人罕有見其面唯有男子二人給王飲食通傳言語
(8) 其王有宮室樓觀城柵皆持兵守衛為法甚嚴自魏至于齊梁代與中国相通

＜倭国＞

(1)から(8)までの「倭国」は『魏志』『後漢書』『梁書』で伝えられてきた「倭国」である。文面に紛れはない。
古来から云われているように、「倭国は樂浪郡境及帶方郡並一萬二千里」である。「東西五月行南北三月行各至於海」は、それまでの正史にはない新しい知見である。九州全体を示していると思われるが、現代の知見では正確ではない。
「東高西下」は九州西部の地勢で、みやま市、大牟田市、熊本市、宇城市等と一致する。
「山結」の地理認識として正確である。
「山結」内で「大乱」が起こり、「主」が定まらず、「主」不在が「暦年」続いた。よって「国人」が「卑弥呼」を「王」とした。この記述は『倭人伝』と大きく異なる。『倭人伝』は21国の王が卑弥呼を「連邦国王」に共立したと述べている。『隋書』では「連邦国王」は「主」となり、「連邦の王」は「国人」となっている。いずれも「連邦国」「連邦国王」という認識はなくなっている。そして、矮小化されている。

＜邪靡堆＞

都於邪靡堆則魏志所謂邪馬臺者也
都は邪靡堆。すなわち、魏志の、いわゆる、邪馬台である。

７世紀、唐の魏徴は王都の名を、「邪馬台」から「邪靡堆」と変えた。「邪靡堆」とは唐で読まれている『魏志』の「邪馬台」のことだと注釈している。唐で読まれていた『魏志』は、南朝劉宋裴松之注釈の『魏志』であろう。「山結」首都を「邪馬台」としている。唐魏徴は当然この本を読んでいる。そして、「邪靡堆とは、魏志の邪馬台である」と注釈した。

だが、「邪馬台」は「邪馬の王宮」を意味するが、「邪靡堆」にはその意味が失われている。魏徴はそのことを承知の上で書いている。
魏徴が「台」を棄て「堆」に変えたのには理由がある。単なる、字の書き換えではない。魏徴は「台」に替わって「堆」を使用した。その変更は、魏徴個人の意志ではない。唐の意志である。
なぜ、唐は「台」を棄てたのか、確かな理由は不詳であるが、考えてみよう。

(1) １９８６年四川省成都の北方で青銅器文明の遺跡が発掘された。この遺跡は、「秦」によって滅ぼされた「蜀」の遺跡と言われる。東西１６００ｍ、南北２０００ｍの城壁を持つこの遺跡は、長江の支流「馬牧河」の流域に生まれた堆積地にある。遺跡は「三星堆」と呼ばれている。ここに「堆」が使われている。

(2) ７世紀、唐は「山結」の首都、熊本市中央区京町を知っていた。ここが『後漢書』の「邪馬台」であることも知っていた。しかし、唐の史官魏徴は「邪馬台」を「邪靡堆」に変えた。「台」は中国天子の宮殿を意味する特別な用語で、「邪馬台」には倭国王に対する敬意が込められている。だが、「堆」にはそのような敬意はない。魏徴は「邪靡堆は魏志の邪馬台である」と注釈したが、明らかな意図のもとに「堆」を使用している。

(3) なぜ、「堆」としたのか。ここには倭国に対する新しい認識が影響していると思われる。従来の「山結」に対する認識と異なる新しい情報をもたらしたのは遣隋使、遣唐使である。600年～618年にかけて３回遣隋使が隋を訪れている。630年～669年にかけて６回遣唐使が唐を訪れている。この間、遣隋使、遣唐使を送った国は、『旧唐書』が「日本国」と記した奈良・大阪に繁栄した国である。（この国は神武天皇家ではない）
隋、唐は「日本国」の存在を知った。「日本国」こそが日本列島の王者である。九州「山結」はその支配下にある。

九州の「山結」は今や地方国家に過ぎない。列島の王者は日本国である。その王の宮殿は日本国の都（藤原京）にある。九州「山結」の王の宮殿に対して、「台」と表記すべきでない。「堆」に改めるべし。

唐はこのように考えて、「台」を棄て、平凡な「堆」としたのではないだろうか。

＊『隋書』の「邪靡堆」には「台」の持つ敬意はない。
＊ 唐は日本の支配者は「日本国」であるという新しい認識のもと、「山結」の首都の名を「邪靡堆」と格下げした。

『隋書』「邪摩堆」は神武天皇家「ヤマト」か？

「邪靡堆は、７世紀の日本の現地音ヤマトである。」

このように主張する研究者が多い。「邪靡堆」は神武天皇家の「ヤマト」であると解釈する。この解釈は妥当であろうか。

(1) 『隋書』の「邪靡堆」、『北史』の「邪摩堆」の「堆」は「堆積」という中国語の意味を持つ中国語である。単なる表意文字ではない。一方、「ヤマト」は日本語である。

(2) では、日本語の「ヤマト」はいかなる意味をもつのか。『記紀』は「倭」に「ヤマト」と訓みを打っている。神武が侵略した国は「倭国」の一つで、その国は山間部にあった。従って、その土地を、神武は「ヤマト」と呼んだのである。故、「倭＝ヤマト」となった。神武が言った日本語「ヤマト」は「ミナト」と同じ用法に立った日本語である。「ミナト」は水辺の集落を意味する「水戸」で、「ヤマト」は山間部の集落を意味する「山戸」である。万葉集では「山常」「八間跡」と書き、「堆」は使用していない。

(3) 神武天皇家の国を表す日本語「ヤマト」と、『隋書』の中国語「邪靡堆」との間に音韻上、意味上の互換性はない。「堆」は中国語で発音される時、日本語音の「ト」に近いとは言えないであろう。意味は日本語の「戸」と全く異なる「河川の堆積地」という意味である。

(4) 『隋書』「邪靡堆」を「ヤマト」と読み、「神武天皇家の倭である」とする論者は、「倭は奈良に存在した」ことを大前提とする。だが、隋の時代、奈良実存の天皇家は神武天皇家ではない。『隋書』が伝える奈良天皇家の天皇は「阿毎」、国の名は「日本国」である。

では、神武の国「ヤマト」はどこに存在したのか。福岡県香春町・田川市である。神武天皇家は香春町を都とした。倭国は「邪靡堆」＝熊本市を都とした。それぞれ別の国家である。

(5) 唐の時代、九州の倭国の名は李賢が注記した「邪摩惟」である。これは倭国の自称であるが、「ヤマト」ではない。また、同時代、奈良に存在した国は「日本国」と名乗り、これまた「ヤマト」ではない。

７世紀、極東アジアにおいて認知されていた我が国の名は「邪摩惟」「日本国」である。神武天皇家の「ヤマト」は国際的には認知されることのなかった九州北東部を統治した小国に過ぎなかった。『隋書』が完成した高宗の代の６５６年、唐が天武の国「ヤマト」を知っていたかもしれないが、その「ヤマト」を「邪靡堆」と書き表すことはありえないと思われる。

その４　『太平御覧』「耶馬台」論

『太平御覧』は、宋、太宗の時代に、李昉、徐鉱ら１４人による奉勅撰で、９７７年から９８３年頃に成立した全１０００巻である。「御覧」とは、太宗が毎晩３巻ずつ閲読し、1年で読了したことに由来する。≪倭≫に関しては『後漢書』『魏志』『南史』『北史』『唐書』を所引しているが、同じ「倭」であっても、『後漢書』『魏志』は「女王国（熊本市）」、『南史』は「倭の五王（博多・太宰府）」、『北史』は「日本国阿毎（奈良）」を内容とする。倭に関する宋の認識は多様になっている。

『御覧後漢書』

『御覧後漢書』は「倭王居邪馬台国楽浪郡徼去其国萬二千里」と書く。王はただ「倭王」で「大倭王」とは書いていない。

『御覧魏志倭人伝』

(1) 王については「倭国本以男子為王漢霊帝光和中倭国乱相攻伐無定乃立一女子為王名卑弥呼」とあり、女王卑弥呼である。

(2) 倭国名は「又南水行十日陸行一月至耶馬臺國」で、この『倭人伝』は「邪馬台国」としている。南朝劉宋の裴松之注釈『倭人伝』を底本とした本と思われるが、『御覧倭人伝』の「倭国」「女王国」のイメージは裴松之注釈『倭人伝』とは明らかに異なる。

(3) 小国二十一

「其属小国有二十一皆統之女王」と書いている。李昉、徐鉱らには「21ヶ国」が連邦国だったという認識はない。10世紀には倭国連邦国はもはや存在せず、無理もないともいえるが、陳寿が「21国」を特別な国、卑弥呼を共立した王による連邦国、倭国独自の国家様態として認識、記録していたことへの考察もない。

(4) 邪馬台国への旅程

『御覧倭人伝』の女王国旅程は、裴松之注釈『倭人伝』とは異なる。王は女王としているものの旅程は、どちらかと言えば、『梁書』に近い。旅程には全て「又」が付いている。「投馬国」と「邪馬台国」への旅程はそれぞれ別のものだが、『御覧魏志』では「又」をつけることによって「不弥国→投馬国→耶馬臺国」という順進的旅程となっている。

又南水行二十日至投馬国
（不弥国の）又南、水行20日投馬国至る
又南水行十日陸行一月至耶馬臺國戸七萬女王之所都
（投馬国の）又南、水行十日陸行一月、邪馬台国に至る。

投馬国の南に女王国がないことはすでに見てきたとおりである。『御覧倭人伝』の旅程は「（投馬国）又南」となっており、女王国は那覇の南となる。この旅程ではとうてい邪馬台国には到着できない。この点においても『梁書』と同じである。『太平御覧』に引かれた『倭人伝』の旅程は

李昉・徐鉱らが「又」を付けたのであろうか。それとも、「又」を付けた『倭人伝』が存在していたのであろうか。
10世紀には倭国連邦国はもはや存在しない。宋も確かめようがなかったであろう。やむを得ないが、私たちは、『梁書』『御覧魏志』の旅程を読むとき、注を加えることが必要である。

（不弥国の）又南、（帯方郡から）水行十日陸行一月、邪馬台国に至る。
女王が都とする所である。